

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

PL保険の保険料の取扱い

Q: 当社は、PL保険への加入を考えています。保険料の取扱いについて教えてください。

A: PL保険は「生産物賠償責任保険」という保険であり、製造業者や販売業者が生産や販売した商品の欠陥等が原因で他人の生命等に損害を与えた場合に損害賠償金や訴訟費用等を担保するものです。掛捨てタイプで通常、保険期間は1年間です。

【保険料の支払時の取扱い】

PL保険の保険料の算定は、保険期間における売上高等に基づいて行います。保険期間の売上高は、保険期間が経過しないと確定できませんので、まず、見込みの売上高に基づく暫定保険料を保険の契約時に払い込みます。そして、保険期間終了後に確定した売上高を基に確定保険料を算出し、暫定保険料と確定保険料の差額を精算します。原則的に暫定保険料は、支出時に全額損金算入できます。暫定保険料と確定保険料との差額の精算に際して、翌期に差額の保険料を支払った場合は、支払時に損金算入し、逆に、差額の還付を受けた場合には、その金額を益金に算入します。

但し、差額を精算する必要がない中小企業向けのPL保険もあります。

【保険金の受取時の取扱い】

保険会社からメーカー経由で被害者に保険金が支払われる場合は、メーカーでは、損害賠償金の損金算入と保険金収入の益金算入とを同じ事業年度に行ってください。保険会社から直接被害者に保険金が支払われる場合は、メーカーでの経理処理は必要ありません。

